平成２５年（フ）第７７号
熊本県八代市麦島東町７号18番地　106
債務者　細井　純子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第７７８号
東京都福生市大字熊川242番地３
債務者　田淵　弘禮
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８２４号
東京都調布市深大寺北町６丁目８番地12
債務者　黒瀬　貴行
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７０５号
横浜市南区井土ケ谷中町161番地３　パーク・ノヴァ横浜井土ヶ谷806号
債務者　鈴木　栄次
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７０９号
横浜市神奈川区七島町122番地　土岐荘１Ｆ
債務者　多田　　勇
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東2820番地160
債務者　安井　和代
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２７号
北海道小樽市手宮１丁目１番２号
破産者　北糧運輸有限会社
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第７０号
埼玉県児玉郡美里町大字下児玉1239番地12
破産者　有限会社川野商事
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２３６３号
名古屋市西区則武新町１丁目33番29号
破産者　石居運送株式会社
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５３８号
名古屋市天白区大坪１丁目506番地
破産者　有限会社ＥＥＣ
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３２号
岡山市北区下中野312番地の109
破産者　株式会社尾図計画
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５４号
岡山県瀬戸内市邑久町北池819番地
破産者　原田　勝久
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８４号
北海道函館市本通２丁目14番17号
破産者　鈴屋商事株式会社
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４３号
京都市上京区今出川通寺町東入大宮町336番地の１
破産者　有限会社悠悠工房
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４９０号
奈良県生駒市鹿畑町896番地１
破産者　吉留工業株式会社
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１７９号
山口県下関市大字楠乃438番地４
破産者　協同電機株式会社
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３６５号
奈良県橿原市西池尻町336番地の１　リバーションシズ106
破産者　森本　好哉
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３３４８号
札幌市厚別区大谷地西３丁目16番７号
破産者　工藤　高宏
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部